

令和5年度第3回朝霞市特別職報酬等審議会次第

日時 令和5年10月30日(月)
午後1時30分

場所 市役所別館2階 全員協議会室

1 開 会

2 議 事

(1) 答申案について

3 答 申

4 閉 会

答 申 書 (案)

朝霞市特別職報酬等審議会

答

申

令和5年9月29日に意見を求められた特別職の報酬等の額及び政務活動費の額については、次のとおり措置されることが適当である。

記

朝霞市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、据え置くことが適当である。

また、朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額についても、据え置くことが適当である。

説 明

当審議会は、令和5年9月29日、朝霞市議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職の報酬等」という。）並びに議会の会派若しくは議員の政務活動費（以下「政務活動費」という。）の額に関し市長の諮問を受け、公平かつ妥当な結論を得るべく慎重に審議を重ねた。

審議においては、多様な立場から委嘱された委員により、県内の人口類似市（人口11万人～15万人）及び近隣市（志木市、和光市、新座市）の特別職の報酬等の額の状況をはじめ、過去における特別職の報酬等の額の改定経過、財政状況などの資料を検討し、市長等の職責や本市の財政状況なども加えた多角的な観点から率直な意見交換が行われた。

1 朝霞市議会の議員の議員報酬の額

本市の議会の議員（議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員）の議員報酬の額については、県内の人口類似市と比較したところ、いずれも平均額を下回っているが、近隣市との比較においては、いずれも平均額を上回っている。

審議を進める中で、議員を志す者を増やし、より良い朝霞市を目指すためにも、議員報酬の額を引き上げるべきとの意見もあった。しかしながら、物価上昇による経費負担に苦しむ市内事業者の状況や、議員が常勤的な労働条件ではないこと、本市一般職員の給与額との比較などを考慮すると、現時点においては議員報酬の額を引き上げる状況にはないとの方向性が見い出された。

2 市長、副市長及び教育長の給料の額

本市の市長、副市長及び教育長の給料の額については、県内の人口類似市と比較したところ、いずれも平均額を下回っており、近隣市との比較においては、市長及び副市長については平均額を上回っ

ているが、教育長については平均額を下回っている。

審議を進める中で、市長、副市長及び教育長は、常勤の職として市政運営の重要な職責を担っており、県内の人口類似市の平均額を下回っている状況を考慮し、給料の額を引き上げるべきとの意見もあった。しかしながら、本市一般職員の給料表において、部長級については直近4年間で改定されていないこと、他市との比較だけで給料の額を検討すべきではないという意見、現在の給料の額は人口や市民感情を考慮すると必ずしも少なくないという意見などを考慮し、現時点においては給料の額を引き上げる状況にはないとの方向性が見い出された。

3 朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額

政務活動費の額については、県内人口類似市及び近隣市の政務活動費の額などの資料を検討し、意見交換が行われた。

審議を進める中で、令和4年度の政務活動費の執行率が、交付額の約81パーセントにとどまっている状況であり、また、政務活動費の額が県内人口類似市の平均額との比較において、ほぼ同等の額であることから、政務活動費の額を直ちに引き上げる必要性は低いとの方向性が見い出された。

よって、当審議会においては、特別職の報酬等の額、政務活動費の額のいずれについても、据え置くことが適当であるとする結論に至ったものである。

なお、補足として、これまでの審議会で議論された内容や意見などを考慮したうえで、今後は継続性のある審議を行うためにも、これまでの審議会における記録資料の充実を求める意見や、特別職の報酬等の額に対し、社会経済情勢の変化などをより適切に反映させるため、定期的に本審議会を開催することが適当ではないかとの意見があったことを申し添える。

意見書（案）

朝霞市特別職報酬等審議会

意 見

令和5年9月29日に意見を求められた議会の議員の期末手当の支給月数については、次のとおり措置されることが適当である。

記

議会の議員の期末手当の支給月数については、据え置くことが適当である。

説 明

本件についても、本市議員の議員報酬の額と同様に、県内の人口類似市（人口11万人～15万人）及び近隣市の期末手当の支給月数の状況をはじめ、議員報酬の年額についての資料、財政状況などの資料を検討し、多角的な観点から率直な意見交換が行われた。

県内の人口類似市と比較したところ、本市議員の期末手当の支給月数については、平均の支給月数を下回っているが、近隣市との比較においては平均の支給月数を上回っている。

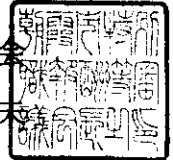
当審議会においては、物価上昇による経費負担に苦しむ市内事業者の状況のほか、毎月の議員報酬と期末手当を合わせた年額が近隣市との比較において上回っていること、先に議論された議員報酬の額についても、据え置くことが適当であるとする結論に至ったことも踏まえ、議会の議員の期末手当の支給月数については、据え置くことが適当であるとする結論に至ったものである。

令和5年10月30日

朝霞市長 富岡 勝則 様

朝霞市特別職報酬等審議会

会長 佐野 昌



朝霞市特別職職員の報酬等の額について（答申）
令和5年9月29日付け朝職発第115号で諮問のあった事項に
ついて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書

朝霞市特別職報酬等審議会

答

申

令和5年9月29日に意見を求められた特別職の報酬等の額及び政務活動費の額については、次のとおり措置されることが適当である。

記

朝霞市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、据え置くことが適当である。

また、朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額についても、据え置くことが適当である。

説 明

当審議会は、令和5年9月29日、朝霞市議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職の報酬等」という。）並びに議会の会派若しくは議員の政務活動費（以下「政務活動費」という。）の額に関し市長の諮問を受け、公平かつ妥当な結論を得るべく慎重に審議を重ねた。

審議においては、多様な立場から委嘱された委員により、県内の人口類似市（人口11万人～15万人）及び近隣市（志木市、和光市、新座市）の特別職の報酬等の額の状況をはじめ、過去における特別職の報酬等の額の改定経過、財政状況などの資料を検討し、市長等の職責や本市の財政状況なども加えた多角的な観点から率直な意見交換が行われた。

1 朝霞市議会の議員の議員報酬の額

本市の議会の議員（議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員）の議員報酬の額については、県内の人口類似市と比較したところ、いずれも平均額を下回っているが、近隣市との比較においては、いずれも平均額を上回っている。

審議を進める中で、議員を志す者を増やし、より良い朝霞市を目指すためにも、議員報酬の額を引き上げるべきとの意見もあった。しかしながら、物価上昇による経費負担に苦しむ市内事業者の状況や、議員が常勤的な労働条件ではないこと、本市一般職員の給与額との比較などを考慮すると、現時点においては議員報酬の額を引き上げる状況にはないとの方向性が見い出された。

2 市長、副市長及び教育長の給料の額

本市の市長、副市長及び教育長の給料の額については、県内の人口類似市と比較したところ、いずれも平均額を下回っており、近隣市との比較においては、市長及び副市長については平均額を上回っ

ているが、教育長については平均額を下回っている。

審議を進める中で、市長、副市長及び教育長は、常勤の職として市政運営の重要な職責を担っており、県内の人口類似市の平均額を下回っている状況を考慮し、給料の額を引き上げるべきとの意見もあった。しかしながら、本市一般職員の給料表において、部長級については直近4年間で改定されていないこと、他市との比較だけで給料の額を検討すべきではないという意見、現在の給料の額は人口や市民感情を考慮すると必ずしも少なくないという意見などを考慮し、現時点においては給料の額を引き上げる状況にはないとの方向性が見い出された。

3 朝霞市議会における会派若しくは議員の政務活動費の額

政務活動費の額については、県内人口類似市及び近隣市の政務活動費の額などの資料を検討し、意見交換が行われた。

審議を進める中で、令和4年度の政務活動費の執行率が、交付額の約81パーセントにとどまっている状況であり、また、政務活動費の額が県内人口類似市の平均額との比較において、ほぼ同等の額であることから、政務活動費の額を直ちに引き上げる必要性は低いとの方向性が見い出された。

よって、当審議会においては、特別職の報酬等の額、政務活動費の額のいずれについても、据え置くことが適当であるとする結論に至ったものである。

なお、補足として、これまでの審議会で議論された内容や意見などを考慮したうえで、今後は継続性のある審議を行うためにも、これまでの審議会における記録資料の充実を求める意見や、特別職の報酬等の額に対し、社会経済情勢の変化などをより適切に反映させるため、定期的に本審議会を開催することが適当ではないかとの意見があったことを申し添える。

令和5年10月30日

朝霞市長 富岡 勝則 様

朝霞市特別職報酬等審議会
会長 佐野 昌 夫



議会の議員の期末手当の支給月数について（意見）
議会の議員の期末手当の支給月数について、当審議会の意見は、
別紙のとおりです。

意見書

朝霞市特別職報酬等審議会

意 見

令和5年9月29日に意見を求められた議会の議員の期末手当の支給月数については、次のとおり措置されることが適当である。

記

議会の議員の期末手当の支給月数については、据え置くことが適当である。

説 明

本件についても、本市議員の議員報酬の額と同様に、県内の人口類似市（人口11万人～15万人）及び近隣市の期末手当の支給月数の状況をはじめ、議員報酬の年額についての資料、財政状況などの資料を検討し、多角的な観点から率直な意見交換が行われた。

県内の人口類似市と比較したところ、本市議員の期末手当の支給月数については、平均の支給月数を下回っているが、近隣市との比較においては平均の支給月数を上回っている。

当審議会においては、物価上昇による経費負担に苦しむ市内事業者の状況のほか、毎月の議員報酬と期末手当を合わせた年額が近隣市との比較において上回っていること、先に議論された議員報酬の額についても、据え置くことが適当であるとする結論に至ったことも踏まえ、議会の議員の期末手当の支給月数については、据え置くことが適当であるとする結論に至ったものである。